

# 第2章

## 施策の推進

- 1 環境への負荷の少ない循環型社会の構築
- 2 人と自然との共生の確保
- 3 地球環境保全の積極的推進
- 4 環境保全に向けての参加の促進
- 5 共通的・基盤的な施策の推進

島根県環境基本条例第9条では、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっての指針として、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない、と規定しています。

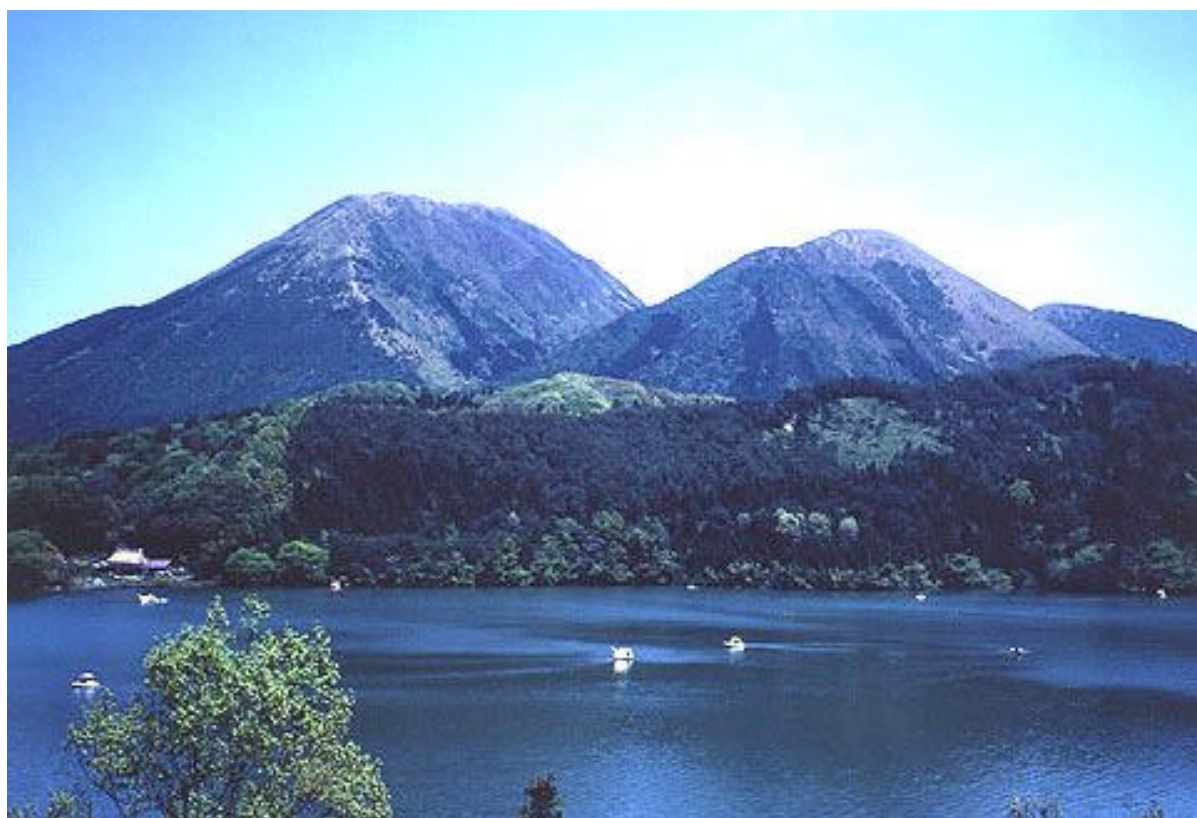
人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観の形成その他の潤いと安らぎのある生活空間の形成が図られること。

この章では、この指針に沿って策定・実施する環境の保全に関する施策を、第1章で掲げた4つの基本目標ごとに体系化し、それぞれの施策目標、施策展開の方向及び施策内容を示します。

なお、4つの基本目標を実現するために共通する施策及び基盤的な施策については、「共通的・基盤的な施策の推進」として位置づけています。



# 環境の保全に関する施策体系

テーマ

豊かな環境を守り、はぐくみ

持続的に発展する島根をめざして

基本目標

環境への負荷の少ない  
循環型社会の構築

人と自然との  
共生の確保

地球環境保全の  
積極的推進

環境保全に向けての  
参加の促進

共通的・基盤的な  
施策の推進

施策の区分

大気環境の保全

水環境の保全

土壌環境の保全

騒音・振動・悪臭の対策

化学物質の環境リスク対策

資源の循環利用及び廃棄物の減量

環境関連産業の振興

原子力発電所周辺環境安全対策の推進

自然とのふれあいの推進

生物の多様性の確保

森林・農地・漁場の保全と活用

快適な生活空間の形成

地球温暖化の防止

オゾン層の保護・酸性雨対策の推進

国際的取組の推進

環境保全意識の醸成

各主体の環境保全活動の促進

参加と協働による地域環境づくりの促進

環境に配慮した施策手法の推進

調査研究・監視等の充実

環境情報提供・交流体制の整備

公害防止と環境防災体制の整備

経済的措置

# 1 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

## 1-1 大気環境の保全

工場・事業場からのばい煙や自動車排出ガスなどにより大気環境への影響が懸念されるため、一般大気環境の常時監視や工場・事業場に対する監視・指導の徹底を図っており、本県の大気環境は概ね良好な状態を保っています。

しかし、近年、自動車保有台数の増加による排出ガスや大陸からの大気汚染物質による影響も懸念されています。

今後も、工場・事業場に対する一層の指導の強化を図るとともに、一般大気環境測定情報を広く県民に提供します。

さらに、通勤における公共交通機関の利用に関する規定が、平成 18 年 4 月に施行される改正後の「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に設けられたことから、自家用車から公共交通機関への一層の利用転換を推進するとともに、低公害車の普及、エコドライブの促進を図ります。

また、社会問題化したアスベストによる被害を防止するための総合的な対策を推進します。

施策目標 : さわやかで心地よい大気環境を確保します

施策展開

大気環境の保全

1-1-1 工場・事業場対策の推進

1-1-2 自動車排出ガス対策の推進

1-1-3 環境監視・測定等の充実

1-1-4 アスベスト対策の推進

## 1-1-1 工場・事業場対策の推進

---

### 固定発生源対策の推進

「大気汚染防止法」及び「島根県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設、揮発性有機化合物(VOC)排出施設等における排出基準の監視・指導を実施するとともに、大気汚染物質の排出の少ない燃料や機器の利用促進、施設の適正な維持管理の徹底など必要な排出抑制指導を行い、大気汚染の防止を図ります。

### 火力発電所周辺環境対策の推進

三隅発電所からの環境影響について、大気環境監視テレメーターシステム等で監視するとともに、「三隅発電所周辺環境対策連絡協議会」により周辺地域住民へ環境情報提供を行います。

### 有害大気汚染物質対策の推進

人の健康に有害な影響を及ぼすダイオキシン類などの有害大気汚染物質について、大気中濃度の監視を実施するとともに、工場・事業場などの発生源に対する指導を徹底します。

## 1-1-2 自動車排出ガス対策の推進

---

### 低公害車等の普及促進

大気汚染物質の排出の抑制はもとより、地球温暖化防止の観点からも、低公害車、低燃費車の導入を促進します。

### エコドライブ運動の推進

急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップを行うなど環境に配慮した運転運動であるエコドライブ運動を展開するとともに、自転車利用などの啓発活動を推進します。

### 公共交通機関の利用促進

改正省エネ法において、事業者に、通勤における自家用自動車対策として、公共交通機関の利用推進等の努力義務規定が設けられたことから、ノーマイカーデーへの参加やパークアンドライドの利用拡大及び運行ダイヤ・路線の改善等により、バス・鉄道等公共交通機関の利用促進を図ります。

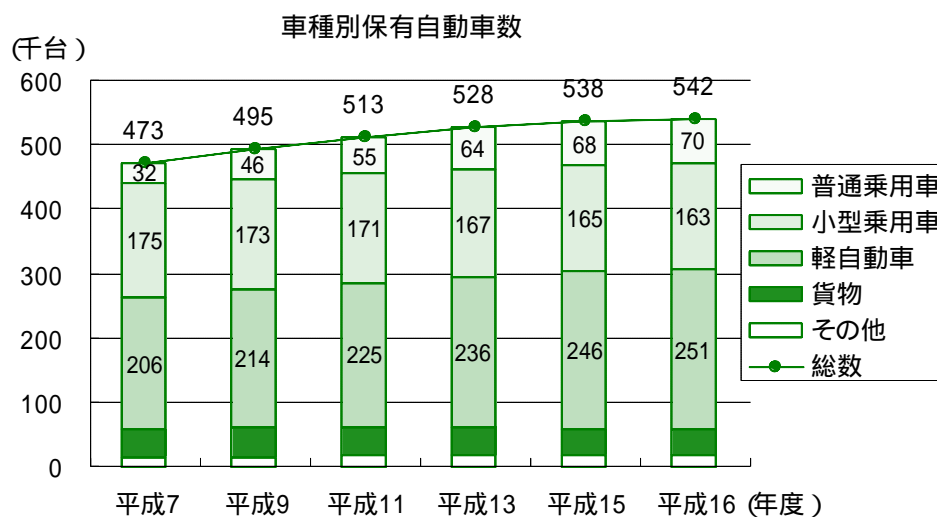
### 交通渋滞対策の推進

平成 18 年に国と共同で平成 24 年(2012 年)を目標年次として策定する「CO2 削減アクションプログラム」に基づき、山陰道等の整備や交差点の改良、交通信号機の高度化等を推進するとともに、交通情報の提供による交通の分散、円滑化を図り、都市及びその周辺地域や幹線道路における交通渋滞を緩和・解消し、自動車排出ガスの低減を図ります。

また、交通需要のピーク時間帯の交通を分散するために、時差出勤やフレックスタイム制等についても検討します。

### 物流対策の推進

高速道路ネットワークの構築、並びに物流拠点の整備や共同輸配送の促進等により物流の効率化を推進し、交通流の改善を図ります。



出典) 島根県資料  
(各年度末現在)

### 1-1-3 環境監視、測定等の充実

---

#### 監視、測定等の充実

県内の大気環境の状況を常時把握するために、大気環境測定局及び測定機器を計画的に整備するなど監視体制の充実を図ります。

また、光化学オキシダント等による大気の汚染が環境基準を超え、健康等に影響を及ぼすおそれがある場合には関係機関と連携し必要な措置を講じます。

#### 光害に関する調査検討

星空観察等の身近な方法により、良好な大気環境を認識することなどを通じて光（ひかり）害に関する県民意識の啓発を図るとともに、環境影響に配慮した屋外照明のあり方について調査・検討を行います。

#### 大気環境情報提供の充実

大気汚染常時監視項目や花粉・黄砂などの測定・監視結果についてデータ処理システムを整備し、県民への速やかな情報提供を行います。

### 1-1-4 アスベスト対策の推進

---

#### アスベスト飛散防止対策の推進

建築物等の解体、補修作業時におけるアスベストの大気環境中への飛散防止を図るために、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業の監視・指導に努めます。

#### アスベスト被害未然防止のための総合的な対策の推進

相談体制を強化して、アスベストに対する健康不安等にきめ細かく対応するとともに、アスベストの適正な除去処理等について、啓発及び指導を強化します。

## 1-2 水環境の保全

本県の河川や湖沼、海域は、多様な水辺環境を形成し、地域住民に潤いと安らぎを提供していますが、生活排水等による汚濁負荷が増加しています。また、過疎化や高齢化の進行などにより、森林・農地等の公益的機能の維持が困難になるなど、水環境への影響が懸念されています。

河川や海域では、生活排水対策や工場・事業場対策等により近年改善傾向にあり、ほとんどの水域では環境基準を達成していますが、湖沼では各種対策にもかかわらず環境基準が達成できていません。

このため、従来対策に加え、水環境指針等を策定した水域にあってはこれらに基づいた対策を推進するとともに、住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策を支援するなど、県民参加による水環境保全対策を推進します。

また、宍道湖・中海については湖沼水質保全計画の着実な推進を図るとともに、ラムサール条約湿地登録を契機に、県民、関係団体、関係市町等との連携と協働により一層の水環境保全の推進に努めます。

施策目標 : きよらかで豊かな水環境を確保します

施策展開

水環境の保全

1-2-1 流域単位での総合的な水環境  
保全対策の推進

1-2-2 住民・事業者が自ら実施する  
水環境保全対策の推進

1-2-3 工場・事業場排水対策の推進

1-2-4 環境監視・測定等の充実



## 1-2-1 流域単位での総合的な水環境保全対策の推進

### 河川、海域等の水環境保全対策の推進

#### ・流域水環境指針等に基づく総合的な流域管理の推進

環境基準の達成率の維持及び向上を図るため、同一水系における水の多面的利用の状況や水質の状況、施策展開の方向など水環境に関する情報を網羅した水環境指針などに基づき国や市町村、住民などの各主体と一体となって、地域の特性に応じた水環境づくりを総合的に推進します。

#### ・流域水環境保全情報の発信

Web-GISシステムを利用して、ホームページ上で各種水環境データを県民に提供します。

#### ・生活排水対策の推進

公共用水域における水質汚濁の大きな原因となっている生活排水について、市町村が行う施策の総合調整や支援に努めるとともに、関係団体とも連携し、家庭や地域での普及啓発を推進します。

#### ・公共下水道の整備の促進

県と市町村が一体となって全県域下水道化の推進を図り、快適でゆとりのある生活環境の実現を目指すとともに、公共用水域の水質保全を図ります。

#### ・農業・漁業集落排水施設の整備促進

農業集落排水施設や漁業集落排水施設の整備を推進し、河川や漁港内及び周辺海域など公共用水域の水質保全を図ります。

#### ・浄化槽の普及促進と適正管理

公共下水道等による集合処理が困難な地域においては、浄化槽の普及を促進します。また、浄化槽設置後の法定検査体制の充実に努めるなど、浄化槽の適正管理を推進します。

#### ・森林・農地・漁場環境の保全

森林・農地の公益的機能の維持・保全や漁場環境保全対策の推進などにより、水環境の保全を図ります。

#### ・親しみのもてる水辺の保全と創出

河川や海岸の整備に際しては、生物の生息環境、景観形成等に配慮しながら、地域の特性に応じて、多自然型や親しめる護岸づくり等により親水性を確保するなど、潤いのある水辺空間の形成を図るとともに、漁港・港湾景観の保全や美しい水辺の維持・保全に努めます。

#### ・海域の水環境の保全

日本海沿岸海域の豊かな水環境を守るとともに、重油等による海洋汚染については国等関係機関と連携し、迅速な対応を図ります。

#### ・水道原水の水質保全の推進

安全で良質な水道水源を将来にわたって持続的に確保するため、下水道等の生活排水対策の促進を図るとともに、水源かん養・地下水かん養などの公益的機能を有する森林・農地を県民の貴重な財産として保全します。また、必要に応じ、ダム湖について水道利水に配慮した環境基準の設定を行います。

## 宍道湖・中海の水質保全対策の推進

### ・宍道湖・中海湖沼水質保全計画の策定と推進

宍道湖・中海の水質保全を総合的に図るため、「湖沼水質保全特別措置法」に基づき平成 16 年度に策定した「第 4 期湖沼水質保全計画」を着実に推進します。また、平成 17 年 6 月の同法改正を踏まえ、平成 21 年度には流出水対策や湖辺環境保護地区の指定など新たな施策を盛り込んだ次期湖沼計画を策定します。

### ・宍道湖・中海流域の汚水処理施設の整備

公共下水道、農業集落排水施設等の整備及び普及促進を図るとともに、公共下水道や農業集落排水施設等における高度処理の推進などにより、富栄養化対策としての窒素・磷削減対策を進めます。また、浄化槽についても窒素・磷の除去機能を有する高度処理型浄化槽の整備を促進します。

### ・湖内浄化対策の推進

ヨシ原、浅場、藻場の造成や覆砂など効果的な水質浄化対策について、関係機関の協力を得ながら計画的に進めます。

また、湖への流入負荷を低減するため、河口部での沈降ろ過などの河口域対策についても検討します。

### ・工場・事業場・畜産施設等の汚濁負荷削減対策の推進

工場・事業場・畜産施設等の各種汚濁源に対して、負荷削減が進むようきめ細かな指導を行うとともに、必要に応じ規制を強化します。

### ・非特定汚染源負荷対策の推進

山林、農地、市街地など非特定汚染源からの汚濁負荷対策については数値目標を設定して対策を強化します。

### ・住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進

地域住民と行政の協働による湖沼環境保全活動を推進するため、NPO等による住民活動の支援を図ります。

### ・地域住民による環境モニタリングの推進

地域住民の協力を得て、五感による湖沼環境の調査や子どもたちによる流入河川の調査を実施します。

### ・調査研究の推進

宍道湖・中海の水質保全を効率的に進めるため、必要な研究テーマについて関係研究機関と連携し計画的に調査研究を進めます。

### ・鳥取県等との共同組織による水質改善の推進

中海の一層の水質改善を図るため、鳥取県及び関係市町と協議会を設置し、水質モニタリング結果の分析や水質改善方策等の検討を共同で実施します。

## 神西湖の水質保全対策の推進

神西湖の水質保全を図るため、県と出雲市が策定した「神西湖水環境保全指針」により、総合的な水環境保全に取り組みます。

## 1-2-2 住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策の推進

---

水環境は地域での水利用や歴史・文化等に深く関わっていることから、地域の住民、事業者が自ら水環境の保全に関する目標を定め、自ら取り組むことができるよう、情報提供や活動の場を提供するよう努めます。

## 1-2-3 工場・事業場排水対策の推進

---

### 工場・事業場の排水対策の推進

「水質汚濁防止法」や「島根県公害防止条例」等に基づき、工場や事業場等からの排水の規制・指導を実施するとともに、規制対象外の小規模工場や事業場からの排水についても、その実態把握と排水指導等を進めます。

### ゴルフ場における水質汚濁防止の推進

ゴルフ場で使用される農薬等による水質汚濁を防止するため、定期的に水質調査を実施し、適切な指導を行います。

## 1-2-4 環境監視・測定等の充実

---

### 公共用水域の監視・測定の実施

公共用水域の水質の状況を常時監視するとともに、県民に監視結果の情報公開を行います。また、水生生物から見た水環境の変化を把握するために調査を行い、情報を収集・提供します。

また、油や有害化学物質等の流出による水質事故については、河川管理者等と連携し、必要な措置を講じます。



### 1-3 土壌環境の保全

土壌は、水・大気とともに環境の重要な構成要素であり、物質循環の要として重要な役割を担っています。

本県においては、過去に問題となった休廃止鉱山に係る農用地の土壌環境の監視を継続していますが、現状では問題のない状況です。

今後も、平成 14 年に制定された「土壌汚染対策法」の適正な運用及び地下水汚染対策等により健全な土壌環境の保全に努めます。

**施策目標** : 安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します

**施策展開**

土壌環境の保全

1-3-1 土壌汚染対策の推進

1-3-2 地下水汚染対策の推進

#### 1-3-1 土壌汚染対策の推進

##### 有害物質による土壌汚染対策

事業活動に伴う有害物質の排出による土壌汚染や地下水汚染を未然に防止するとともに、土壌汚染対策法に基づき工場廃止等に際して土壌汚染が確認された場合は、汚染土壌の改善対策の指導等を行います。

##### 農用地の土壌汚染対策

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、土壌汚染対策地域調査等を実施し再汚染の監視を行います。

#### 1-3-2 地下水汚染対策の推進

土壌汚染と密接に係る地下水の汚染状況を把握するため、地下水の調査を進め必要に応じて対策を講じます。

また、水質汚濁防止法に基づき工場等からの排水の指導を実施することにより、地下水汚染等の未然防止を図ります。

## 1-4 騒音・振動・悪臭の対策

騒音・振動・悪臭は感覚公害として、日常生活と密接な関係があり、県民からの苦情件数は全体の約13%(平成16年度)を占めています。

騒音・振動の発生源は、工場・事業場や特定の建築作業、主要な交通機関によるものであり、悪臭については、特定の製造業等の事業場によるものであることから、それぞれの対策が重要です。

このため、市町村と連携を図りながら、環境基準監視や発生源対策、公害苦情処理への対応を進めるとともに、事業者や住民に対する啓発・指導を強化します。

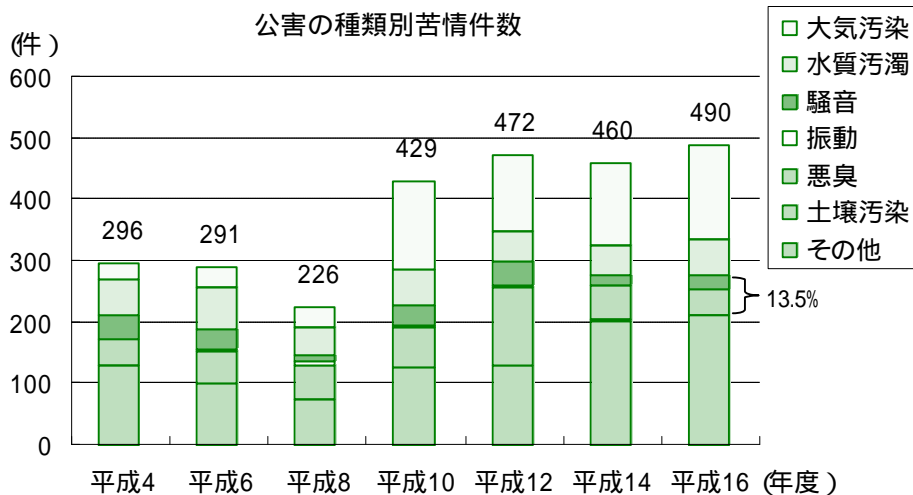
**施策目標** : 静かで、やすらぎが感じられる生活環境を確保します

**施策展開**

騒音・振動・悪臭の対策

1-4-1 騒音・振動防止対策の推進

1-4-2 悪臭防止対策の推進



出典) 平成8年度以前は「島根の環境保全」  
平成10年度以降は「島根県環境白書」

## 1-4-1 騒音・振動防止対策の推進

---

### 法令に基づく地域指定の推進

騒音の環境基準及び騒音・振動規制の地域については、土地利用状況の実態に合わせて地域指定の見直しを行うとともに、未指定地域についても、実態を把握した上で地域指定の推進に努めます。

### 監視体制の充実

「自動車騒音常時監視5ヵ年計画」及び「航空機騒音調査要領」に基づき道路騒音・航空機騒音の実態を把握するとともに、特定事業場に係る騒音・振動については、市町村の監視体制への支援を行います。

## 1-4-2 悪臭防止対策の推進

---

### 法令に基づく規制地域の指定の推進

悪臭規制地域については、土地利用の状況の実態に合わせて規制地域の見直しを行うとともに、未指定地域については、実態を把握した上で地域指定の推進に努めます。

### 事業者、住民に対する指導と啓発

悪臭により、良好な生活環境を妨げられることのないように、事業者への指導・啓発を徹底するとともに、家庭生活からの悪臭についても、啓発を進めます。

### 悪臭監視・測定体制の充実

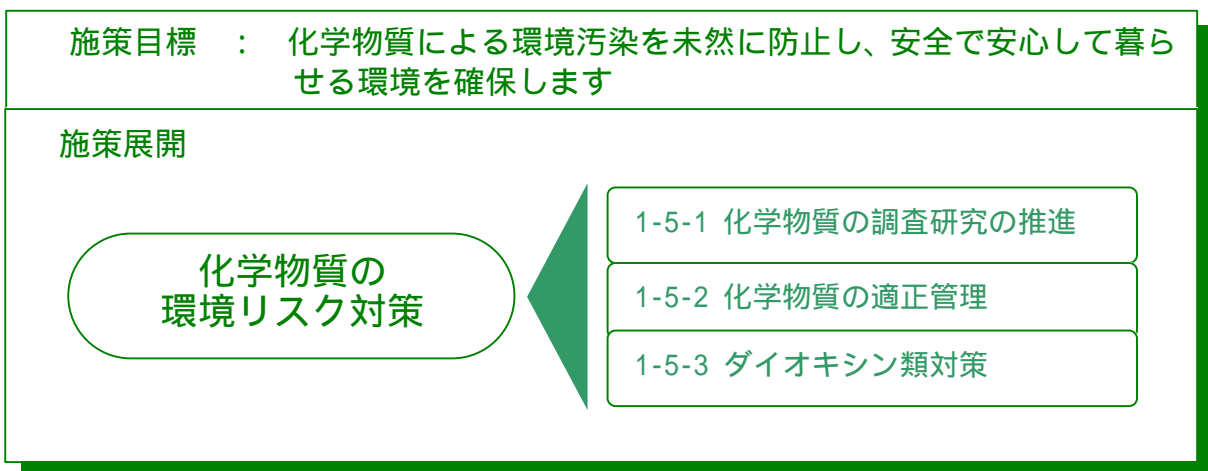
事業場等から発生する悪臭に対処するため、市町村の監視体制への支援を行うとともに、測定体制の充実を図ります。



## 1-5 化学物質の環境リスク対策

今日の社会では、様々な化学物質が使用、製造されており、日常生活の中においても、化学物質との関わりが避けられない状況にあり、私たちの住む地域において、どんな物質がどこからどれだけ環境へ排出されているかを把握することは、人の健康や環境への影響を把握する上で重要であります。

そこで、有害性が指摘されている化学物質の使用量及び排出量等を把握するとともに、国と連携を図りながら、排出抑制指導や安全管理等の仕組みを確立し、化学物質による環境影響の低減を図ります。



### 1-5-1 化学物質の調査研究の推進

#### 化学物質の環境調査

化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、各種法令に基づく有害化学物質の監視・指導を実施するとともに、外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）については、国との連携を図りながらモニタリング調査等を実施し、環境汚染の実態把握を進めます。

#### 化学物質の環境影響等に関する情報の提供

新しい知見に基づく化学物質の特性、毒性等に関する情報や化学物質の環境中への排出実態についての情報などを収集し、県民への的確な情報提供に努めます。

## 1-5-2 化学物質の適正管理

---

### 化学物質環境リスク低減対策の推進

工場・事業場における化学物質の排出抑制や適正な自主管理を推進するとともに、「化学物質排出移動量届出制度（P R T R）」により把握した化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量のデータを活用し、行政、事業者、県民によるリスクコミュニケーション（環境リスクに関する情報の共有及び相互理解）を推進します。

### 農薬の適正使用の推進

「農薬取締法」に基づく農薬販売業者等への立入検査、農薬管理指導士の認定、安全使用に関する情報の提供・普及啓発、農薬残留調査等により農薬の適正使用及び農薬管理の徹底を図ります。また、農作物等の新たな農薬残留規制（ポジティブリスト制）の導入に伴い、農薬使用者等への農薬飛散防止対策等の実施に向けた普及啓発を進めます。

## 1-5-3 ダイオキシン類対策

---

### ダイオキシン類対策の推進

平成 12 年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、県内の環境中の汚染状況を把握するため、計画的な常時監視を実施します。

また、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の特定施設に対しては、立入検査等により排出基準の遵守を指導し、排出量の抑制を図ります。

### 馬潟工業団地周辺ダイオキシン類対策

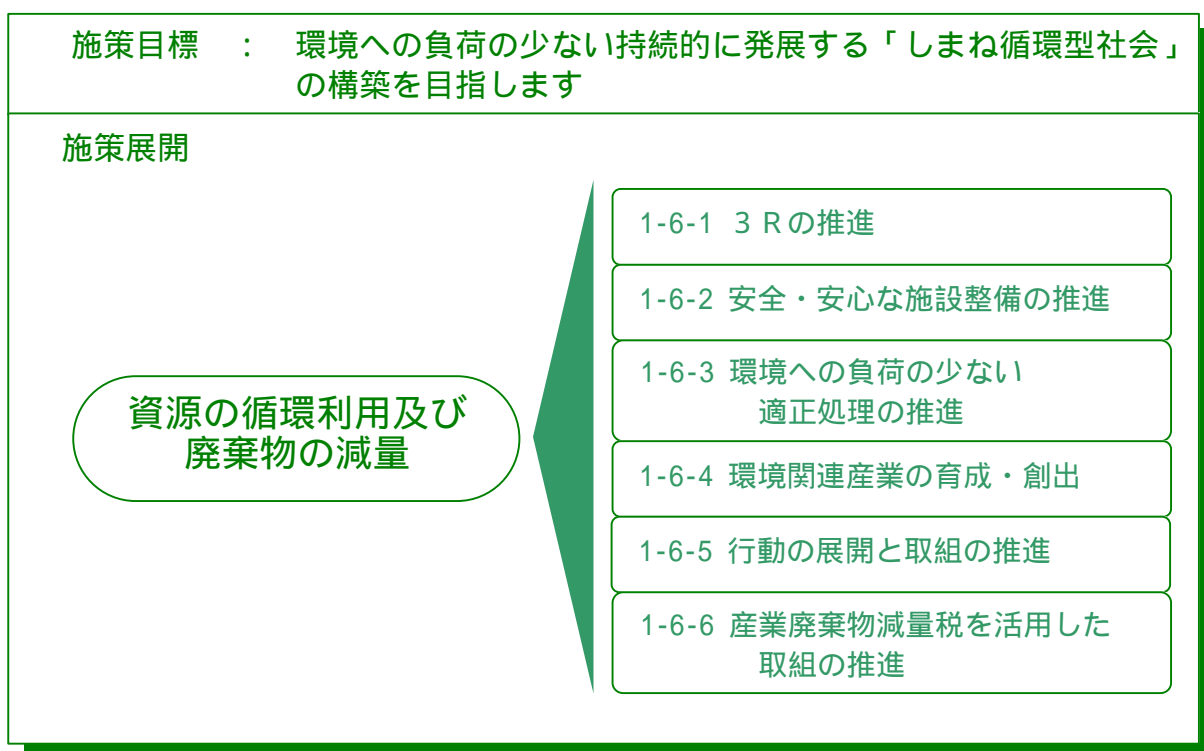
松江市の馬潟工業団地周辺水路では、平成 12 年度に底質から高濃度のダイオキシン類が検出されたため対策を検討した結果、平成 17 年度から公害防止事業として汚染底質の除去工事に着手しています。引き続き、事業の速やかな実施に努めるとともに、再汚染防止のための対策を講じます。



## 1-6 資源の循環利用及び廃棄物の減量

ごみ減量化、再使用、再生利用を推進するため、ごみ排出量やごみ再資源化率等の数値目標を設定し施策を展開していますが、一般廃棄物の排出量は、依然、増加傾向にあり、1人1日当たりの排出量も増加しています。また、旧計画策定以降、国において、循環型社会の形成を推進するための基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに、「容器包装リサイクル法」等のリサイクル関連法が整備され、循環型社会形成に向けた取組が進められています。

大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て社会から、物を大切にし、豊かな自然をいつくしむ県民性をはぐくみつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構築していくために、廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理により、天然資源やエネルギーの消費抑制、環境への負荷の低減の推進を図ります。



## 1-6-1 3Rの推進

### リデュース（発生抑制）の推進

ごみの減量化を推進するため、ごみになりにくい製品の利用やマイバッグの使用等の普及啓発を行うなど、ごみのリデュース(発生抑制)の取組を促進します。

### リユース（再使用）の推進

リターナルびんなど再使用できる商品の利用促進を図るなど、リユース(再使用)の取組を促進します。

### リサイクル（再生利用）の推進

資源の循環利用を推進するため、容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の適正な運用や「しまねグリーン製品認定制度」の普及啓発を行うなど、リサイクル(再生利用)の取組を促進します。

#### ・汚泥の資源化と有効利用の促進

発生量が増大している汚泥については、減量化を図るとともに堆肥化などのリサイクルを促進し、有効利用拡大を図ります。

#### ・農業・畜産の資源リサイクルシステムの推進

畜産農家と耕種農家の連携を進めることで、畜産堆肥の有効利用を図り、地域資源循環型農業を推進します。

## 1-6-2 安全・安心な施設整備の推進

### 施設整備の推進

一般廃棄物の焼却処理を適正かつ効率的に行うためにダイオキシン類発生防止対策を考慮した施設整備を推進します。また、産業廃棄物については、公共関与型処理施設の計画的な整備等により安全で、かつ安心できる信頼性の高い施設整備を推進します。

### 適正な維持管理の推進

廃棄物処理施設の設置者に対して必要な指導、助言を行い、施設の適正な維持管理の確保を図ります。

### 1-6-3 環境への負荷の少ない適正処理の推進

---

#### 不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、監視体制の強化を図るほか、県民、産業廃棄物処理業界、市町村等の関係機関との協力体制を強化し、合同パトロールや不適正処理等の監視・指導、適正処理の普及啓発を図ります。

#### 有害化学物質等の対策の推進

廃棄物焼却施設において「廃棄物処理法」に基づくダイオキシン類の排出基準に適合した施設稼働が確保されるよう設置者に対する監視・指導を行い、環境への負荷の低減の徹底を図ります。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)やアスベスト等の有害廃棄物について適正な処理が行われるよう指導を行います。

#### 育成・指導・監視

産業廃棄物の適正な処理が行われるよう、排出者責任の徹底、マニフェスト制度の適正な運用、処理施設に対する審査・指導を行います。また、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の導入を図るとともに、(社)島根県産業廃棄物協会と連携して優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めます。

### 1-6-4 環境関連産業の育成・創出

---

#### 環境関連産業の育成

産・官・学の連携を図りながら、環境関連産業の創出と育成を図ります。

#### 新エネルギーの創出

木質系バイオマスやBDF(バイオディーゼル燃料)等の環境への負荷を低減させる新エネルギーの導入を促進します。

## 1-6-5 行動の展開と取組の推進

---

### 普及・啓発の推進

県民や事業者の意識を高め環境への負荷の少ない取組が実践されるよう、循環型社会に関する様々なイベント等を通じた普及啓発を行います。

### 環境学習の推進

循環型社会の構築に必要な環境に配慮したライフスタイルを普及させていくため、学校や地域での環境学習を推進します。

### 地球環境問題に対応する取組の推進

環境に配慮した取組を促進するため、事業者への「エコアクション2.1」等の環境マネジメントシステムの普及や家庭での「エコライフチャレンジしまね(環境家計簿)」の活用、グリーン購入等の取組を推進します。

### 率先実行の推進

県自らの事務事業による環境への負荷を低減するため、「環境にやさしい率先実行計画」に基づき、率先行動を実践します。また、「島根県建設副産物処理要領」に基づき建設副産物の発生抑制や再使用、再生利用を図るとともに環境に配慮した工法、材料、建設機械の使用を推進します。

## 1-6-6 「産業廃棄物減量税」を活用した取組の推進

---

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを促進するため、「産業廃棄物減量税」を活用し排出事業者の施設整備や資源循環型の技術開発に関する研究の支援等の取組を推進します。

## 1-7 環境関連産業の振興

環境を保全しつつ経済を発展させ、持続的な発展が可能な循環型社会を形成するためには、環境関連産業の振興が重要です。

環境関連産業は、各分野での環境負荷の継続的な改善に寄与する製品やサービスを提供する環境ビジネスと、環境保全を考えた消費者の行動が環境に配慮した需要やサービスを誘発する環境誘発型ビジネスに大別され、新たな産業・雇用の創出を図る 21 世紀型の産業です。

本県においては、廃棄物処理やリサイクル分野を中心とした環境ビジネスが成長しており、新たな企業の進出も見られ、また、県内企業の環境関連産業への参入に向けての共同研究等の動きも活発化しております。

本県の環境関連産業が、優れた地域資源を活かしてさらに伸長していくように、研究開発の促進や新分野参入への支援などを図るとともに、市場開拓や地元需要の拡大に努めます。

併せて、県内産業の環境配慮型経営の取組が一層促進されるよう支援します。

**施策目標** : 環境と経済の好循環を図り、持続的な発展が可能な循環型社会を構築するため、環境関連産業を育成するとともに、環境配慮型経営を支援します

### 施策展開

#### 環境関連産業の振興

1-7-1 産学官連携等による  
研究開発の促進

1-7-2 新分野参入への支援

1-7-3 市場開拓の推進

1-7-4 環境配慮型経営に向けての支援

### 1-7-1 産学官連携等による研究開発の促進

---

環境負荷の低減や廃棄物、騒音などの問題の解決に資する製品やサービスの提供を事業化するための研究開発に対して、産学官の共同研究先をコーディネートするほか、資源循環型技術開発補助金や新製品・新技術創出助成事業等により支援します。

### 1-7-2 新分野参入への支援

---

#### 環境関連産業へ進出する企業への支援

環境負荷の低減や廃棄物、騒音などの問題の解決に資する製品やサービスの提供など新たに環境関連産業に進出しようとする企業に対して、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認等を通じて新事業分野への参入を支援します。

#### 環境関連産業の誘致

リサイクル等により環境負荷の少ない新製品を作り出す環境関連産業を企業誘致活動の重点分野の一つとして取り組みます。

#### 環境関連産業情報の発信

「島根県地球温暖化対策協議会」の事業者部会におけるセミナーの開催等により、環境配慮型経営の推進、環境関連産業への進出の動機付けとなる情報を積極的に発信します。

また、環境配慮型経営や環境関連産業に関する相談窓口を設けソフト面での支援を充実します。

#### バイオマス等を活用した新エネルギー産業の推進

地域に賦存する資源をエネルギーとして利用するバイオマス発電、風力発電など地球温暖化対策に効果が期待される事業を推進し、地域産業として成立するよう支援します。

#### 豊かな自然環境を活かした田舎ツーリズムの推進

県の自然や風土、歴史、伝統芸能など、素晴らしい地域資源を活用して、都市住民に環境の大切さを感じる機会を創り出すとともに、「癒しの空間」を提供する「しまね田舎ツーリズム」を、新たな環境関連産業として官民協働で取り組みます。

#### 環境関連コミュニティビジネスの振興

地域の生活課題の解決に向けて地域資源を活かして取り組まれる環境保護活動等が、環境関連コミュニティビジネスとして成立するよう支援します。

### 1-7-3 市場開拓の推進

#### 新商品による新事業分野開拓事業者認定制度の推進

新たに開発された環境負荷の低減や廃棄物、騒音などの問題の解決に資する商品を提供する企業を新事業分野開拓事業者として認定し、県として積極的に採用することにより市場参入を支援します。

#### 首都圏等販路開拓支援事業の推進

産業振興に関する協定を締結した商社のもつノウハウ、ネットワークなどを活用し、首都圏を中心とした販路開拓を支援します。

#### 「しまねグリーン製品認定制度」の推進

循環資源の再資源化をした県産品を認定する「しまねグリーン製品認定制度」を普及させ、県内環境関連産業の育成・振興を図ります。

#### グリーン購入の率先と普及

県において物品・サービスの購入について定めた「島根県グリーン購入調達方針」に基づき、県自らがグリーン購入の促進を図り、「しまねグリーン製品」をはじめとする環境配慮型製品の生産、流通、消費を促進します。

また、市町村や民間等へのグリーン購入の普及を図ります。

#### グリーンコンシューマーの普及

県民、事業者、市町村等と連携し、グリーンコンシューマーの輪を広げ、環境配慮型製品市場の活性化につなげます。

#### **「しまねグリーン製品認定制度」**

島根県では循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため平成 16 年 8 月に「しまねグリーン製品認定制度」を創設しました。

この制度は、循環資源の再資源化を推し進め廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に、環境に配慮した県産品を育成して、県内産業の振興に寄与しようとするものです。製品の募集は、毎年 2 回、4 月と 10 月に行います。

島根県では、認定製品の普及・利用促進のため、以下のことを行います。

- ・ 認定証の交付
- ・ 認定マークの付与と使用承認
- ・ 認定製品カタログの作成・配布
- ・ 島根県広報誌及びホームページでの紹介
- ・ 環境関連イベントでの製品展示，製品展示会への派遣
- ・ 県あるいは県関連機関・施設における認定製品の調達推進促進

### エコショップへの加盟促進

県内で、再生商品の販売や使用等を積極的に行っている店舗をエコショップとして認定し、これを広く県民に周知することにより、ごみの減量化・リサイクル意識の浸透を図るとともに、環境配慮型製品市場の活性化につなげます。

### ESCO事業の普及

施設の省エネルギー化を進める上で有効なESCO事業の普及を図り、ESCO事業者として地元企業の参入を促します。

### 新技術活用支援制度の推進

県内の建設業者及び建設関連業者が、「安全」「品質」「コスト」「環境」「リサイクル」について開発、施工又は製造する新技術・新工法の活用機会の拡大を図るため、新技術活用支援制度「しまね・ハツ・建設ブランド」を推進します。

#### **「しまね・ハツ・建設ブランド」**

島根県では、民間等により開発、施工又は製造される新技術・新工法（以下「新技術」という。）の活用機会の拡大を図るため、新技術活用支援制度「しまね・ハツ・建設ブランド」を実施します。

この制度は、県内の建設業者及び建設関連業者が開発、施工又は製造する新技術を募集し、「公共工事に活用できる技術であるか」について評価を行った上で、「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行い、県が発注する公共工事等において、活用機会の拡大が図られるよう、積極的に技術情報の提供を行うものです。

#### **1-7-4 環境配慮型経営に向けての支援**

ISO14001 及びエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムは、環境改善はもとより、業務の改善にもつながることから、認証取得を助成し、企業が環境配慮型の経営を行うことを支援します。



## 1-8 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保に万全を期すため、松江市とともに中国電力（株）との間で締結した安全協定に基づき、環境放射線、温排水調査を実施するほか、発電所の運転状況の把握等に努めるとともに、広報誌、環境放射線情報システムの活用等により公表、周知を行うなど、その適切な運用に努めます。

施策目標 : 原子力発電所周辺地域住民の健康と安全を確保します

施策展開

原子力発電所周辺環境  
安全対策の推進

1-8-1 安全協定の適正な運用

1-8-2 原子力広報の充実

## 1-8-1 安全協定の適正な運用

---

### 安全協定の適正な運用

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書」の適正な運用を行うことにより、発電所の運転状況を把握し、安全運転されていることを確認するとともに、異常時には迅速な状況把握を行い、必要があると認める場合には事業者に対して適切な措置を求めるなど、周辺地域住民の安全確保を図ります。

### 原子力発電所周辺環境放射線等測定調査の実施

原子力発電所周辺地域等を対象に空間放射線をはじめ、各種の環境試料中の放射能を測定し、発電所の周辺環境への影響を調査します。

また、発電所の温排水が周辺海域の動植物及び漁業に与える影響の調査を継続して行います。

### 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会の開催

「島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会」を開催し、環境放射線等の調査結果の把握と県民への周知を図ります。

## 1-8-2 原子力広報の充実

---

原子力について住民の理解を深めてもらうため、広報誌等による普及啓発や環境放射線等測定結果及び安全確保対策などに関する情報提供を行います。また、広報普及体制を一層充実するとともに、関係職員の研修を積極的行います。

## 2 人と自然との共生の確保

### 2-1 自然とのふれあいの推進

県内には多様で豊かな自然が多く残されていますが社会情勢の変化等により、その様相が変化しつつあることから、自然環境保全地域や自然公園の指定を行いその保全に努めてきました。

また、自然とのふれあいを求める県民のニーズの高まりから、三瓶自然館や宍道湖自然館等の自然体験学習の拠点整備を行い自然とのふれあいを推進してきました。

今後も、自然を適切に保全するとともに、環境学習施設や身近にある自然環境を有効に活用し、人と自然とのふれあいの場や学習の機会の確保と充実を図り、人と自然との豊かなふれあいを目指します。

施策目標 : 豊かな自然の保全と持続可能な利用を図ります

施策展開

自然とのふれあいの  
推進

2-1-1 優れた自然の保全

2-1-2 自然公園の保全と利用

2-1-3 自然とのふれあいの確保

2-1-4 環境に配慮した工事の推進



## 2-1-1 優れた自然の保全

---

### 自然環境保全地域の指定と管理の推進

「島根県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域を指定するとともに、地元の保護育成会等の協力を得て適正な管理を行います。

### 優れた自然財産の保護と活用

国立公園、国定公園、県立自然公園などの自然公園をはじめ、貴重野生動植物の生息・生育地など、将来にわたって自然環境の保全を図る必要がある地域については、規制の強化や各種の啓発活動等を行い積極的に保護を図ります。

また、身近で地域のシンボルとなっている自然や貴重な自然については、「みんなで守る郷土の自然」地域として選定し、地域と一体となって保全に努めます。

### 天然記念物の保護と活用

県民の将来にわたる貴重な財産として、本県の自然環境を特徴づける天然記念物の保護・活用に努めます。

### 自然保護意識の普及・啓発

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、自然保護意識の普及・啓発を図ります。

## 2-1-2 自然公園の保全と利用

---

### 自然公園の適正な管理の推進

自然公園への県民の理解を深め、適正な許認可を行うとともに、自然公園施設の整備と適正な管理を行い、自然公園の景観の維持と快適で安全な利用を促進します。

また、社会経済情報や自然的要素の変化を踏まえて、公園計画の見直しを定期的に行います。

### 利用施設の整備と情報提供

国立公園、国定公園、県立自然公園の優れた自然を人々が学び、体験する場の提供を図るため、安全で快適な利用施設の整備等を推進します。

また、季節ごとの見どころや動植物、公園等の情報を提供し、利用の促進に努めます。

### ボランティア等による維持管理の充実

自然公園の美化や活用を支えるボランティアの理解と協力を得ながら、施設等の維持管理を行い、自然公園をより快適に利用できるよう努めます。

### 2-1-3 自然とのふれあいの確保

---

#### 自然とふれあう全県フィールドミュージアム化の推進

本県の自然の特徴を最大限活かして、全県全域を「生きた自然の博物館（フィールドミュージアム）」として位置づけ、県民はもとより来県者にも様々な自然学習の場や機会などを提供します。

#### 自然とのふれあいの増進

自然観察会の開催やみんなで調べる島根の身近な自然調査、林業体験など、県民が楽しく参加できる機会を提供します。

また、自然解説員の養成や、地域に根づいた自然保護活動の団体の育成に努め、自然保護教育の推進を図ります。

### 2-1-4 環境に配慮した工事の推進

---

#### 事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進

各種事業計画の策定に際しては、自然環境情報等の収集を行い、環境に配慮した計画の策定に努めます。

#### 事業実施工法における自然環境への配慮の促進

公共工事の実施においては、「島根県公共事業環境配慮指針」に基づき自然環境との調和、生活環境の向上、多様な生物が生息する空間の確保などを図るとともに、必要に応じて、ビオトープ手法やミティゲーションの導入を図るなど、環境に配慮した公共工事の推進に努めます。

#### 河川工事における自然環境への配慮

河川整備においては、生物の生息環境に配慮しながら地域の特性に応じた多自然型川づくりや親水性を確保し、潤いある水辺空間の形成に努めます。

## 2-2 生物の多様性の確保

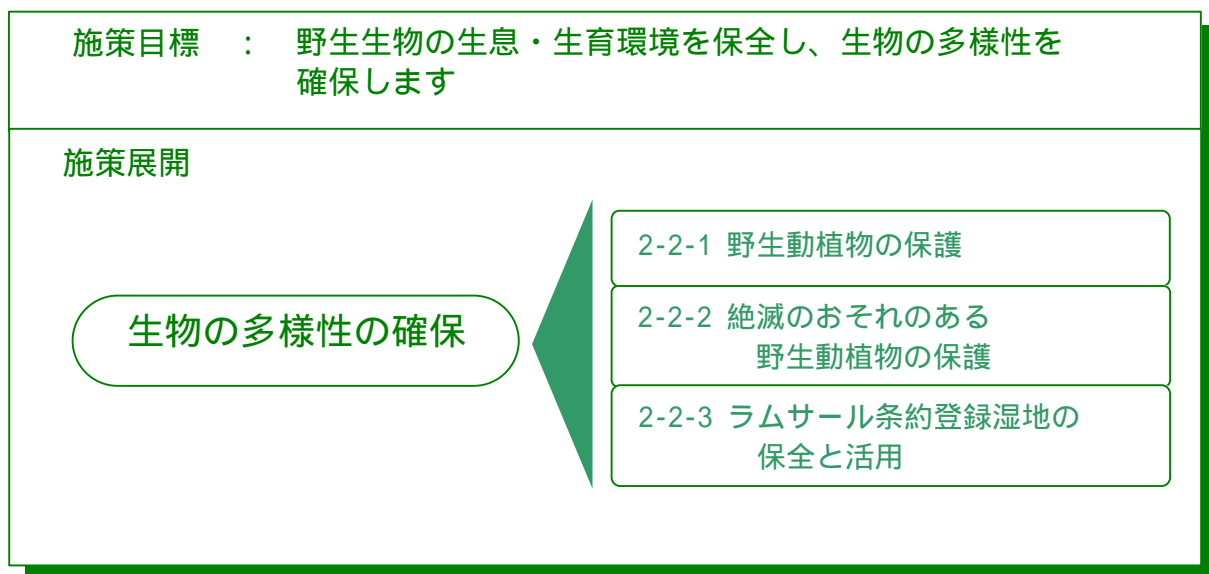
生物の多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素であり、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されます。

大規模開発や外来生物の影響等により、この生物多様性の喪失が危惧されることから、平成 15 年に「自然再生推進法」、平成 16 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」が制定されました。

本県における野生動植物を取り巻く環境も同様であり、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の状態をまとめた「しまねレッドデータブック」を平成 16 年 3 月に改訂し保護対策を検討するとともに、三瓶の姫逃池などでは自然再生に取り組んできました。

今後は、さらに県民参加の拡大を図りながら、地域の自然特性に応じた、生物の多様性の確保に努めます。

また、平成 17 年 11 月に宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機とし、各地域において豊かな環境の保全と賢明な利用の実現を推進します。



## 2-2-1 野生動植物の保護

### 野生動植物の生息・生育分布調査と保護の推進

県内の野生動植物の生息・生育の実態について調査と情報収集等を行い、多様な生態系の保全に努めます。

また、鳥獣保護区の設定、鳥獣の生息状況調査等を総合的に実施し、保護・被害対策に努めます。

### 水産資源の保護・管理

本県沿岸の日本海及び宍道湖等の湖沼や河川には、漁業の対象となるものをはじめ多様な生物が生息しています。

漁場環境を保全することは、同時に河川・湖沼、海洋環境を保全し、生物の多様性を確保することにもつながることから、つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進、規制遵守のための監視などを進め、生物の多様性に配慮した水産資源の保護・管理を推進します。

### 野生動植物保護意識の啓発

野生動植物保護意識啓発のためのパンフレットの作成や、自然環境保全地域などの野生動植物の生息・生育地に看板を設置するなど、住民とともに保護対策を図ります。

### 外来生物の対策

外来生物とは、もともと生息生育していない地域に人間活動によって他地域から浸入してきた生物を指します。外来生物の中には自然生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのあるものがあります。これらの外来生物について生息生育実態や分布状況などの基礎的な調査、情報収集を行うとともに、被害拡大防止に努めます。

### 自然の再生

県民、事業者及び学術関係者等と連携して、開発や人の関わりの減少等により損なわれつつある自然環境の積極的な再生、修復に取り組みます。

## 2-2-2 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

### レッドデータ生物の保護対策

「改訂しまねレッドデータブック」に掲載される野生動植物種のうち、絶滅のおそれの大きいものを中心として生息・生育地の環境調査などを実施するとともに、保護条例の検討を行います。また、地元保護団体等の協力も得ながら貴重野生動植物の保護・増殖などの適正な保護対策を図ります。



### 大型動物の保護対策

特定鳥獣保護管理計画に基づき、ツキノワグマについては人身被害の回避、農林作物被害の軽減とともに、地域個体群の維持を図り人との共存を図ります。

また、弥山山地に生息するニホンジカについても、個体数の維持を図りながら農林作物被害対策の実施による人との共存を図ります。

## 2-2-3 ラムサール条約登録湿地の保全と活用

### 普及・啓発の推進

ラムサール条約の基本理念は、「湿地環境の保全」とそこからもたされる貴重な資源を「賢明に利用」していくことです。

それには、行政だけではなく、湿地周辺の住民や関係する団体等が基本理念を正しく理解していく必要があります。そのため、行政と拠点施設等が連携し、出前講座等による基本理念の普及や湿地の保全等に関する情報を連携し発信・啓発します。

### 環境学習の推進

宍道湖・中海の環境について、実際に現地において五感を使って学習することは、情操教育の観点からも極めて有効な手段です。冬鳥や水の中の植物、魚介類等を観察すること、また、伝統的な漁法や水質と私たちの生活との関連等を学習することは、子どもたちの郷土愛をはぐくむことにもつながります。

そのため、自然観察会の機会の提供と参加しやすい環境学習体制を構築します。

### 生態系保全のための対策の推進

生態系の保全や水産業の振興のために動植物調査等を実施します。

### 宍道湖・中海の環境保全活動への参加の促進

宍道湖・中海の一斉清掃をはじめ環境保全活動への県民、事業者、行政等の参加の促進を図ります。

### 宍道湖・中海の水質保全対策の推進（再掲：1-2-1）

### 「賢明な利用」の推進

「賢明な利用を語る会」を継続的に開催し情報の共有を行うとともに、多方面から「賢明な利用」の方策を考えます。また、宍道湖・中海の水産振興や観光資源としての活用等、地域振興につながる利用の推進に努めます。



## 2-3 森林・農地・漁場の保全と活用

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産物の生産の場であるとともに、土砂流出・崩壊防止、水源かん養等の公益的機能を有するなど重要かつ多様な役割を果たしています。また、本県の海岸地域には、良好な自然海岸が多くあり、その沖合の豊かな海域は多様な水産資源をはぐくんでいることから、日本海有数の漁場となっています。

しかし、過疎化・高齢化や農林水産物貿易の自由化の進展等により、森林の管理放棄や農地の耕作放棄が拡大し、森林・農地の持つ多面的機能の低下、あるいは漁業生産の停滞による漁場環境の荒廃が危惧されています。

このため、引き続き産業としての農林水産業の振興に努める一方、「中山間地域等直接支払事業」や「水と緑の森づくり税」の活用、「しまね田舎ツーリズム」の推進など、森林・農地・漁場の維持保全や資源を活かした多様な地域づくりの取組を推進します。

施策目標 : 森林、農地、漁場を適切に管理・活用しつつ、環境への負荷の少ない健全な地域経済の発展を図ります

### 施策展開

森林・農地の  
保全と活用

2-3-1 森林・農地・漁場環境の保全

2-3-2 森林・農地・漁場における  
地域資源の多面的活用



## 2-3-1 森林・農地・漁場環境の保全

### 森林の公益的機能の維持保全

森林の適正な保全と管理により、水源かん養や災害防止等の公益機能の維持・保全に努めます。また、その担い手となる新規林業就業者の確保と育成に努めます。

### 森林空間の総合整備の推進

県民が森林の中で自然体験や学習できる場を提供するため、安全で快適な森林空間の創出、景観保全、原植生の回復等の基盤整備を推進します。

### 県民参加の森づくり活動の推進

森林に対する理解を深め、県民自らの行動を喚起するため、森林と親しむ活動や森林を守り育てる活動の機会を創出します。

また、県民のアイデアと参加による新しい「森づくり」を進めるために、県民提案型事業を実施し、多様な主体と協働して「水を育む豊かな森」を次世代に引き継ぐ取組を進めます。

### 森林被害対策の推進

山火事の未然防止のため、普及活動を行うとともに、松くい虫被害対策の自主的取組に対する支援を図ります。

### 農地保全対策の推進

農地が有する食料生産や災害の防止・環境保全等の公益的機能の確保のため、地域における農地保全活動や必要な基盤整備等を総合的に支援することにより、農地の適正な保全に努めます。

### 環境にやさしい農業の推進

環境に配慮し、安全な農作物を安定的に生産するため、農業のもつ物質の循環機能を活かし、生産性や品質の維持を図りながら農薬・化学肥料使用の低減や廃棄物の適正処理・再生利用を推進します。

### 漁場環境保全対策の推進

水産資源の持続的利用と多様な生物の保全を図るため、生態系に配慮した漁場の維持・改善、漁場環境の監視の強化を行うとともに、環境に配慮した漁具・漁法の開発などを進めます。

また、海域や湖沼の漁場環境は、流入する河川の影響を受け、河川はその上流の森林の影響を受けることから、河川や森林の保全と連携した活動を推進します。

## 2-3-2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

### 森林資源の利用の推進

間伐材や松くい虫被害木などを有効利用した木材・木炭の利用促進に努め、森林の適正な管理と農山村地域の活性化を図ります。

### バイオマスエネルギーの活用

豊富な森林資源のエネルギーとしての利用の可能性について調査研究を行い、その活用を推進します。

### 棚田地域の保全とその利活用

棚田の有する水源かん養等の公益的機能の維持や景観の保全を図るため、その特性を活かした棚田地域の維持保全、活用に向けて総合的に支援します。

### 都市と農山漁村の交流の促進

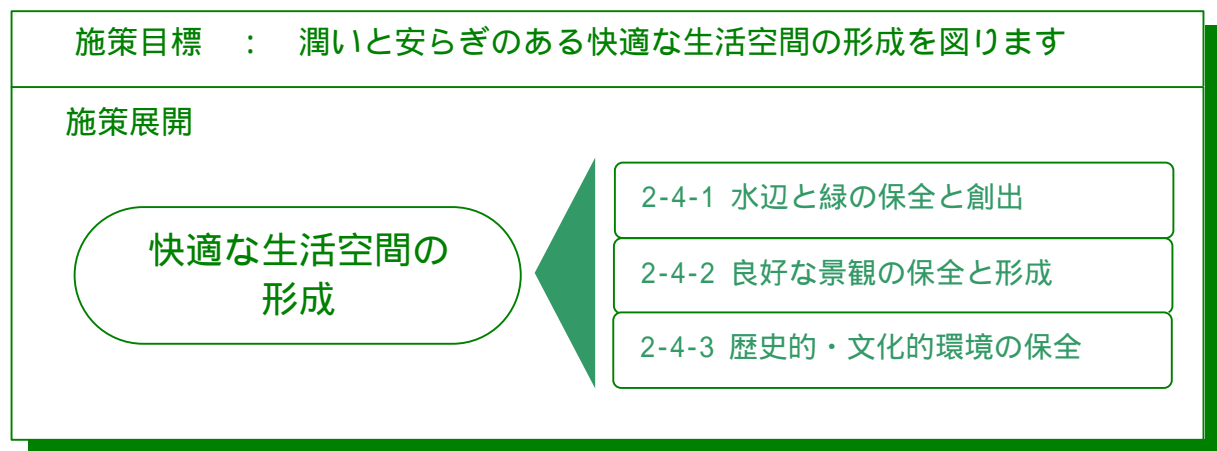
都市と農山漁村の交流を通して自然とのふれあいを促進するため、市民農園や漁業体験施設の整備を行うとともに、「しまね田舎ツーリズム」などの滞在型の余暇活動を推進します。



## 2-4 快適な生活空間の形成

近年、生活様式の都市化が進む一方で、潤いと安らぎのあるより快適な生活空間への期待が高まっており、本県においては「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき意識啓発を図るとともに、身近な生活空間における水辺と緑の保全や周辺と調和した美しい景観づくり、並びに歴史的・文化的資源の保存と活用を図りながら快適な環境づくりを推進します。

また、平成 16 年には「景観法」が制定され、市町村の景観計画策定などをさらに支援します。



### 2-4-1 水辺と緑の保全と創出

#### 親しみのもてる水辺の保全と創出（再掲：1-2-1）

河川や海岸の整備に際しては、生物の生息環境、景観形成等に配慮しながら、地域の特性に応じて、多自然型や親しめる護岸づくり等により親水性を確保するなど、潤いのある水辺空間の形成を図るとともに、漁港・港湾景観の保全や美しい水辺の維持・保全に努めます。

#### 緑の総合的対策の推進

本県の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑の配置等についての「広域緑地計画」を策定するとともに、各市町村での「緑の基本計画」の策定に対して支援を行い、緑化の推進を図ります。

#### 都市公園の整備の推進

都市内の河川、水路等の水辺空間と調和した公園緑地を整備し、水と緑のネットワークづくりを推進します。



### 公共施設や工場、道路の緑化の推進

公共施設や道路については、潤いと安らぎのある生活空間の形成を図るため、積極的に緑化を推進するとともに、工業団地などの整備の際は、周囲の自然環境との調和に配慮した「緑の工業団地」の建設に努めます。

### 県民の緑づくりの推進

県民「一人ひとりの緑づくり」運動やツリーバンク制度の活用などを通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進します。

## 2-4-2 良好な景観の保全と形成

### 地域の魅力ある景観づくりの推進

心の豊かさを育む快適な環境をつくるために「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、景観づくりに対する意識の啓発を図りながら地域住民や事業者による自主的な景観づくりを促進し、個性豊かな地域景観づくりを推進します。

また、特徴ある景観資源を保全し、これを活かした魅力ある景観の形成を図るとともに、公共事業や公共施設の建設においては先導的・総合的な景観形成に取り組みます。

さらに、市町村における景観法を活用した景観計画の策定や条例の制定等を支援します。

### 良好な街並み景観の形成

電線類の地中化や地域固有の景観の保全と活用により、調和のとれた街並みや快適な沿道景観づくりを推進します。

## 2-4-3 歴史的・文化的環境の保全

### 天然記念物の保護と活用（再掲：2-1-1）

県民の将来にわたる貴重な財産として、本県の自然環境を特徴づける天然記念物の保護・活用に努めます。

### 石見銀山遺跡の保存管理と活用

世界遺産登録を目指す県民の貴重な財産として、遺跡の保存管理と活用に努めます。

### 地域の歴史や街並みを活かした街づくりの推進

歴史的街並みや文化的建造物の保全と活用を図り、郷土に対する親しみがはぐくまれるよう街づくり・景観づくりに努めます。

## 3 地球環境保全の積極的推進

### 3-1 地球温暖化の防止

平成 9 年 12 月に採択された京都議定書が平成 17 年 2 月に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一歩を踏み出しました。

県内においては平成 12 年 3 月に策定した「島根県地球温暖化対策推進計画」に基づき対策を進めてきましたが、地球温暖化の主原因である二酸化炭素の排出量は平成 14 年度において平成 2 年度に比べ約 13%も増加しており、取組の強化が必要な状況にあります。

二酸化炭素の排出を抑制するためには、県民、事業者、行政がエネルギーの無駄づかいをなくすなどライフスタイルや事業活動を見直すことが必要であることから、「クールビズ」、「ウォームビズ」、「我が家の環境大臣」などの国民運動を国とともに展開し、意識改革や実践活動を促進するとともに、自主的かつ積極的に、そして連携して取り組むことができる仕組みづくりを行います。

また、地球温暖化対策は将来にわたる世代を超えた取組が必要であることから、年代に応じた学習の場の創出を図ります。

そして、県土の約 8 割を占め、二酸化炭素を吸収するなど多面的機能を有する森林資源の整備・保全と利用を図るとともに、脱温暖化のみならず資源の有効利用の面からも化石燃料からのエネルギー転換を図る必要があることから、新エネルギーの導入を推進します。

**施策目標** : すべての県民が地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します

#### 施策展開

#### 地球温暖化の防止

3-1-1 「脱温暖化社会」へ向けての  
仕組みづくり

3-1-2 環境教育・環境学習の充実

3-1-3 森林の整備・保全と利用

3-1-4 新エネルギーの活用

### 3-1-1 「脱温暖化社会」へ向けての仕組みづくり

---

#### 県の仕組みづくり

県民、事業者、行政が参加し連携して実践活動を展開するために設置した「島根県地球温暖化対策協議会」を中心に、島根県地球温暖化対策推進計画を確実に推進します。

#### 市町村の仕組みづくり

地域の自然的社会的条件に応じた住民の取組を推進するために、島根県地球温暖化防止活動推進センターや島根県地球温暖化防止活動推進員と連携した市町村の施策を推進するとともに、地球温暖化対策地域協議会が設置されるよう支援します。

〔関連計画〕

島根県地球温暖化対策推進計画（平成 16 年度）

### 3-1-2 環境教育・環境学習の充実

---

#### 学校における環境教育・環境学習

平成 14～16 年度で作成した環境学習プログラムを活用した年代にあわせた学習や森林環境教育活動を推進します。

#### 地域、職場における環境教育・環境学習

島根県地球温暖化防止活動推進員制度やしまね環境アドバイザー制度の活用を図り、地域や職場における環境学習を推進します。

〔関連計画〕

島根県環境学習基本指針（平成 12 年度）

### 3-1-3 森林の整備・保全と利用

---

#### 間伐の推進

森林による二酸化炭素吸収量を向上させるため間伐を推進します。

〔関連計画〕

新しまね間伐推進基本方針（平成 16 年度）

### 県産材の活用の推進

伐採した木材を用材として利用することで、炭素を半永久的に固定することができるとともに、木材製品として活用することが森林の適正管理につながることから、県産木材資源の需要拡大を図ります。

〔関連計画〕

島根県木質資源活用維新計画（平成 16 年度）

### その他森林の整備・保全

森林の整備・保全が森林吸収源対策に極めて重要であることから、

- ・森林の公益的機能の維持保全（再掲：2-3-1）
- ・県民参加の森づくり活動の推進（再掲：2-3-1）
- ・緑の総合的対策の推進（再掲：2-4-1）
- ・都市公園の整備の推進（再掲：2-4-1）
- ・公共施設や工場、道路の緑化の推進（再掲：2-4-1）

等を実施します。

## 3-1-4 新エネルギーの活用

### 自然エネルギーの利用の推進

太陽光、風力、バイオマスなどの自然エネルギー利用の促進を積極的に図るとともに、普及・啓発や情報の提供に努めます。

また、事業計画者に対して適切な指導、助言を行い、計画が円滑に実施できるよう支援します。

〔関連計画〕

島根県地域新エネルギー導入促進計画（平成 10 年度）

### バイオマスエネルギー - の利用の推進

バイオマスの利活用は地域振興にもつながることから、地域におけるバイオマス資源の賦存状況や施設規模、用途等を総合的に検討し、木質系バイオマスのチップボイラー、ペレットストーブの燃料化など、その利用を推進します。

〔関連計画〕

島根県バイオマス総合利活用計画（平成 15 年度）

しまね木質バイオマスエネルギープラン（平成 16 年度）



## 3-2 オゾン層の保護・酸性雨対策の推進

オゾン層は、太陽光線に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る重要な役割を果たしています。オゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線が増加し、人の健康被害や生態系への影響があるといわれています。

フロン等の主なオゾン層破壊物質の生産は、平成7年度をもって既に全廃されていますが、過去に生産されたフロン等は、冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で存在しており、今後、確実に回収・破壊することが大きな課題となっています。

このため、国において「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」及び「フロン回収破壊法」等の法律が整備されたところであり、今後は、関係機関が連携し適切な回収・破壊処理が実施されるよう積極的な情報提供を行います。

また、化石燃料の燃焼に起因する酸性雨問題については、東アジア地域のめざましい経済成長やエネルギー消費の増加が、酸性雨として影響してくることが懸念されています。

現時点では、県内に顕著な影響は認められていませんが、環境省が実施する東アジア酸性雨モニタリングネットワークの調査地点として環境影響調査を継続的に実施します。

**施策目標** : フロン回収・処理や酸性雨の調査を通して、地域から地球環境保全に貢献します

施策展開

オゾン層の保護・  
酸性雨対策の推進

3-2-1 オゾン層保護のための  
フロン対策の推進

3-2-2 酸性雨の環境影響調査の推進

### 3-2-1 オゾン層保護のためのフロン対策の推進

家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収・破壊法の周知を図り、フロンガスの適正な回収処理を図ります。

### 3-2-2 酸性雨の環境影響調査の推進

県内における酸性雨の実態調査及び森林、土壌、湖沼等の環境への影響の調査・研究を進めるとともに、国との連携や国際共同調査等を通じて広域的な実態把握とメカニズムの解明等に努めます。

### 3-3 国際的取組の推進

地球環境問題は、被害や影響が一国内にとどまらず、国境を越え地球全体に広がる問題です。

本県は、地理的及び気候特性により大陸からの影響を大きく受けることから、北東アジア諸国の自治体との情報交換や連携を図るとともに、共同調査研究により地球規模での環境保全に貢献します。

**施策目標** : 北東アジア地域の各国をはじめとする諸外国と環境分野の国際協力を積極的に進めます

施策展開

国際的取組の推進

3-3-1 国際環境協力の推進

3-3-2 共同調査研究等の推進

#### 3-3-1 国際環境協力の推進

##### 国際協力による環境保全

地球温暖化、酸性雨、砂漠化などの地球環境問題の解決のため、国際環境協力を推進します。

また、本県は様々な海岸漂着ごみによる海辺環境への影響が大きくなっています。漂着ごみの多くは日本海沿岸諸国からのものと考えられ、問題解決に向けては国際的な対応が必要であり、沿岸諸国への協力要請等について国に働きかけ等を行います。

##### 地球環境保全活動の促進

県民、事業者、市町村が取り組む地球環境保全のための活動を支援し、すべての主体が参加する地球環境保全活動を促進します。

#### 3-3-2 共同調査研究等の推進

酸性雨などの地球環境問題や海岸漂着物等の自然環境の保全をテーマに北東アジア地域の自治体、研究者等との共同調査・研究を実施するとともに、相互交流やシンポジウムの開催等により相互理解を深めます。

## 4 環境保全に向けての参加の促進

### 4-1 環境保全意識の醸成

現在の環境問題を解決し持続可能な社会をつくっていくためには、県のみならず県民、事業者、市町村が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、そのために環境教育を推進し、環境保全についての一人ひとりの意識を高めていくことが重要です。

そこで、平成 12 年度に策定した「島根県環境学習基本指針」に基づき、家庭、学校、地域、職場等における環境教育・環境学習を拡充し、県民の環境に配慮する意識の醸成を図ります。

施策目標 : 「環境」への正しい理解を通して、一人ひとりの環境に配慮する意識の醸成を図ります

#### 施策展開

環境保全意識の醸成

4-1-1 環境教育・環境学習の推進

4-1-2 環境教育・環境学習拠点の活用

#### 4-1-1 環境教育・環境学習の推進

##### 環境学習手法の充実

環境学習を行うために必要なプログラムや教材の作成、指導者の育成、環境学習の機会の提供を推進するとともに質の向上に努めます。

##### 環境学習の連携促進

環境学習に取り組む県民、事業者、学校等による様々な活動が効果的かつ効率的なものとなるために、連携した総合的な展開が図られるよう努めます。

##### 環境学習の支援

各主体における環境学習の活動を活性化し、活動の拡大を図るため情報の提供、普及啓発、経済的支援に努めます。

##### こどもエコクラブや緑の少年団などの育成と充実

家庭、学校、地域等と一体となった環境保全活動を促進するために、こどもエコクラブや緑の少年団などの育成と充実を図ります。

#### 4-1-2 環境教育・環境学習拠点の活用

各主体による環境保全活動の促進に重要な情報の共有化及び連携を図るため、指導者等のネットワークを構築するとともに、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館等の環境学習施設をはじめ、学校、教育センター、生涯学習推進センター、社会教育施設等の活用を図ります。

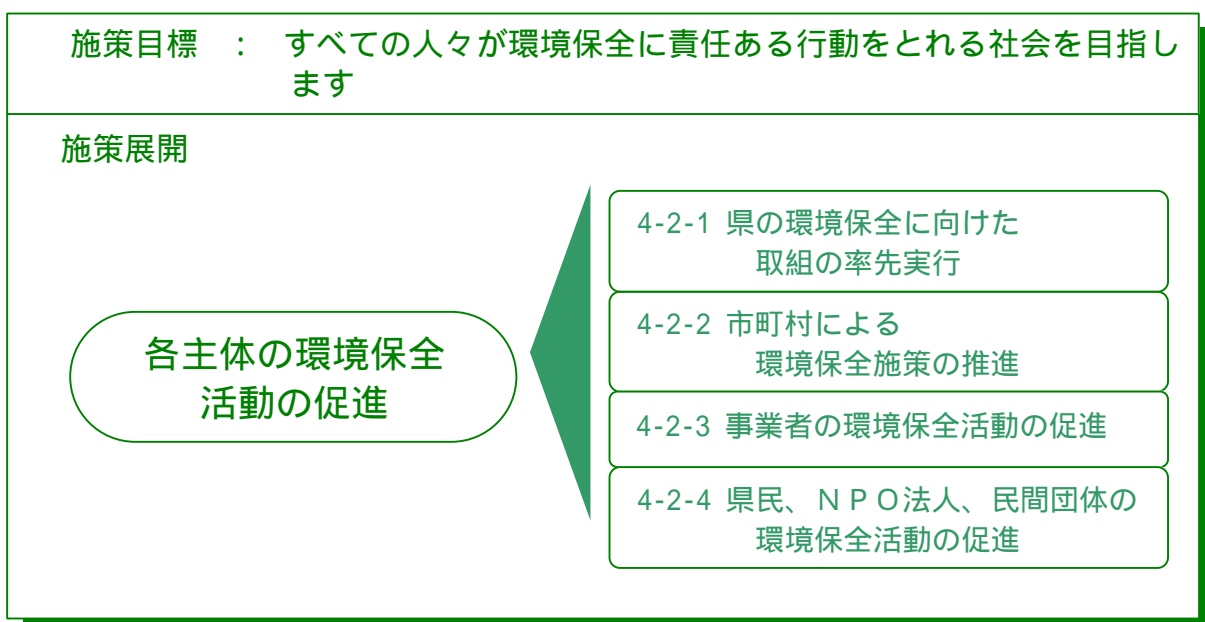


## 4-2 各主体の環境保全活動の促進

環境の保全を推進するに当たっては、県、市町村、事業者、県民のすべての主体が、それぞれの立場から環境保全活動に主体的に取り組み、また、各主体が相互に連携・協力していく必要があります。

そこで、各主体がそれぞれの役割に応じた環境保全活動が行える仕組みや体制の整備を図るとともに、活動の支援に努めます。

また、平成 17 年 3 月に「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、県民いきいき活動を促進するとともに、県民いきいき活動団体との協働を推進することにより、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を図ることとしており、環境保全活動についても本条例の趣旨を尊重しつつ、その推進に努めます。



#### 4-2-1 県の環境保全に向けた取組の率先実行

---

県は、行政の立場からこの本計画を推進しますが、一方では、事業者、消費者としての経済活動を行う側面を有しており、こうした立場からも県の経済活動に伴う環境への負荷を自主的積極的に低減させる必要があります。

そこで、県においては下記関連計画等に基づく環境に配慮した事務事業を行うとともに、平成15年2月に認証取得したISO14001により環境マネジメントシステムを運用し、継続的な改善に努め環境保全に向けた取組を率先実行します。

〔関連計画等〕

環境にやさしい率先実行計画(第2期)(平成16年度)

島根県公共事業環境配慮指針(平成14年度)

島根県イベント環境配慮指針(平成14年度)

グリーン調達推進方針(平成13年度)

#### 4-2-2 市町村による環境保全施策の推進

---

市町村の自然的社会的条件に応じた環境保全に関する条例や各種計画の策定・実施、率先実行への取組、環境に配慮した施設整備等の環境保全施策の推進を支援します。

また、複雑化・多様化している環境問題に対しては、専門的な知識が欠かせないため、市町村の環境保全担当職員を対象とした研修等を実施します。

#### 4-2-3 事業者の環境保全活動の促進

---

##### 環境マネジメントシステムの導入支援

企業において環境配慮型経営を推進するため、情報の提供やセミナーの開催、環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21などの認証取得に対する支援等を行います。

##### 環境保全活動への支援と環境関連産業の育成

事業者の自主的な環境保全活動や、リサイクルに考慮した製品製造を促進するため、情報の提供、各種啓発パンフレットの配布、講演会やシンポジウムの開催を行うほか、環境への負荷低減のための技術支援を行うとともに、資金融資制度の適用など適切な経済支援に努めます。また、「島根県科学技術振興指針」に基づき環境関連技術の高度化や研究開発への支援等により環境関連産業の育成に努めます。

#### 4-2-4 県民、NPO法人、民間団体の環境保全活動の促進

##### 日常生活での環境への負荷低減行動の促進

県民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、また、環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、環境への負荷の少ない製品等の購入（グリーン購入）や、「我が家の環境大臣」、「チーム・マイナス6%」、「エコライフチャレンジしまね(環境家計簿)」の普及並びに情報提供に努めます。

##### 環境保全のための実践活動に対する支援

県民が緑化活動やリサイクル活動、地域における環境づくり活動などを実践することは、環境を保全する上で大きな役割を果たします。

近年は、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づき、環境保全を事業内容とした法人(NPO法人)が増加しており、NPO法人と県民、事業者、市町村等が連携した活動を促進するため、情報の提供や活動への助成を行います。

県は、民間の発想力や企画力を活かした「協働による島根づくり事業」等により、NPO法人、民間団体等との協働による地域づくりを推進します。

また、「しまね環境基金」や新たに平成17年4月に導入された「産業廃棄物減量税」、「水と緑の森づくり税」も活用し、これらの取組を活性化し県民の参加を促進します。

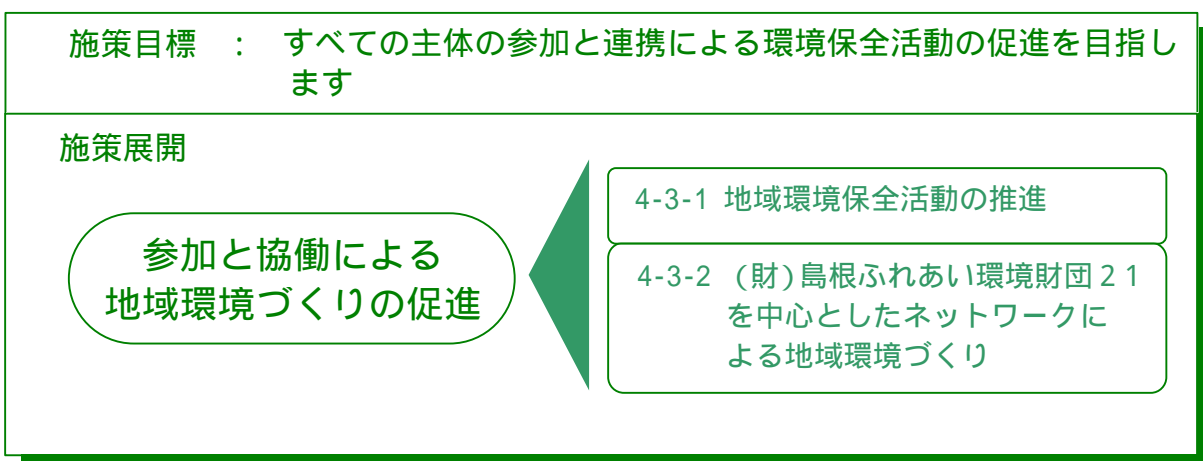


### 4-3 参加と協働による地域環境づくりの促進

真に持続可能な地域づくりを進めていくためには、県、市町村、事業者、NPO（NPO法人及び民間団体）、県民の各主体の参加と協働により、地域環境力（地域全体でより良い環境を創造しようとする意識や能力）を高め、地域全体で環境保全活動に取り組むことが重要です。

このため、県民の積極的な参加を促進するための環境づくりや地域における活動組織の整備、実践活動への支援を通じて、地域環境力を高め、地域における参加と協働による地域環境づくりを促進します。

その促進に当たっては、市町村合併が進んだ現状を踏まえ、県と市町村の新たな関係を構築していくとともに、（財）島根ふれあい環境財団21を中心としたネットワークを通じて、環境保全活動を目的の一つとして設立されたNPO法人等と協働による地域の環境保全活動を推進します。



#### 4-3-1 地域環境保全活動の推進

##### 地域における環境保全実践活動組織の整備

市町村ごとに、住民、NPO、事業者等すべての主体が参加、連携し、地域の特色を活かし活性化にもつなげる環境保全活動が展開されるよう支援します。

##### 環境保全活動への支援

環境保全活動を実践するNPO、事業者等に対し助言や情報提供を行うとともに、「島根ふれあい環境助成金」を活用し支援します。

##### 環境アドバイザー等の派遣

住民が地域で自主的に行う環境保全を目的とした学習会などに環境アドバイザーや環境カウンセラーを派遣し、環境保全活動を支援します。

#### 環境保全活動等の顕彰

住民が地域で行う環境保全活動等を顕彰し、活動の促進を図ります。

#### 環境美化運動の推進

6月の環境月間を中心に、住民、事業者、市町村等が一体となった地域環境保全活動の実践と意識の啓発を図ります。

#### 「緑の募金」運動の推進

「緑の募金」運動の積極的な推進を図り、森林ボランティアによる森林整備など県民による自主的な活動支援や啓発活動を行います。

### 4-3-2 (財)島根ふれあい環境財団<sup>21</sup>を中心としたネットワークによる地域環境づくり

#### ネットワークづくり

地域における環境保全活動を促進するために、環境保全活動を実践するNPO、事業者等及び環境学習施設並びに指導者のネットワークを構築します。

#### 協働による環境保全活動の推進

環境保全活動を実践するNPO、事業者等と行政との協働による環境保全活動を企画します。

#### 情報収集・情報提供の充実

環境学習施設や環境保全活動を実践するNPO、事業者等との情報交換を充実し、学習や活動に役立つ情報収集を図り、多くの県民が環境保全活動に参加できる機会の情報提供に努めます。

#### 「ふれあい環境パートナーシップ」の活用

(財)島根ふれあい環境財団<sup>21</sup>の事業を支援することを目的とする「ふれあい環境パートナーシップ」会員の拡大を図るとともに、その組織を通して地域において様々な分野の団体や個人が参加する重層的なネットワークづくりに努めます。

## 5 共通的・基盤的な施策の推進

### 5-1 環境に配慮した施策手法の推進

近年の都市化の進展や開発等に伴い、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進みつつあります。

このため、「島根県土地利用基本計画」における土地利用の基本方向に従って、環境面などに配慮し、適正な土地利用を図ります。

また、開発事業については「環境影響評価法」や「島根県環境影響評価条例」に基づく適正な指導により、自然と共生し環境への負荷の少ない持続的発展が可能な県土の形成を目指します。

#### 5-1-1 適正な土地利用の推進

「島根県国土利用計画」における県土の利用に関する基本構想に即し、島根県土地利用基本計画における土地利用の基本方向に従って、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域の区分を行い、適正な土地利用を図ります。

また、市町村において適正かつ計画的な土地利用が図られるよう、市町村国土利用計画の策定などを引き続き促進します。

#### 5-1-2 戦略的環境アセスメント手法の検討

国においては、事業に先立つ計画段階等で環境配慮を行うための手法である「戦略的環境アセスメント」の検討が進められています。

街づくり事業等においては、戦略的環境アセスメントの理念を踏まえて、計画段階から環境も含めた総合的かつ計画的な事業の意思決定がなされるように努めるとともに、本県においても、国の動向を踏まえて戦略的環境アセスメント手法の検討を進めます。

#### 5-1-3 環境影響評価制度の適正な運用

大規模な開発事業の実施に先立って行われる環境影響評価については、環境影響評価法並びに島根県環境影響評価条例の運用により、公害の発生防止や自然環境の保全を図ります。

#### 5-1-4 条例等の見直し、充実

---

島根県公害防止条例など環境保全に関する条例等については、必要に応じて見直しを行い、島根県環境基本条例に基づく体系的な運用による環境保全の推進を図ります。

## 5-2 調査研究・監視等の充実

環境問題は、都市・生活型公害に加え、有害化学物質による環境汚染の懸念、地球環境問題の顕在化など複雑化・多様化しています。このため、地域レベルから地球レベルにまで広がりつつある環境問題に対処するため、環境に関する調査研究の充実やモニタリングを通じて、様々な環境要素の現況、環境変化の実態などを適切に把握し、施策の推進に役立てます。

### 5-2-1 調査研究の充実

---

#### 調査研究体制の整備

地球環境問題や廃棄物を含めた都市型・生活型の環境問題などに適切に対処する上で不可欠な科学的知見の充実を図るため、調査研究機能の充実強化に努めます。

### 5-2-2 モニタリングの推進

---

大気、水質、放射能などの環境の状況を的確に把握し、環境の変化を的確に予測・評価できるようモニタリング体制の整備・充実に努めます。

## 5-3 環境情報提供・交流体制の整備

県民、事業者、行政等の各主体が連携・協力して環境保全に取り組むためには、環境に関する情報の共有化を図ることが必要です。このため、環境情報の体系的な整備とネットワーク化を進めることなどにより、環境保全活動への各主体の参加を促進します。

### 5-3-1 環境情報の充実

#### 環境情報の提供・ネットワーク化の推進

県民、事業者等へ適切な情報提供に努めるとともに、各主体の参加・交流が促進されるよう環境情報を充実します。

#### 普及啓発の促進

県民一人ひとりの環境保全に対する意識を醸成するため、新聞、テレビ等のマスメディアによる広報、「環境フェスティバル」のような環境について学習し、意見交換できる機会や実践活動の機会等を提供します。

#### 環境保全活動等の顕彰

顕著な環境保全活動等を行った個人、団体、事業者等に対して顕彰します。

#### 環境に関する年次報告書の作成と公表

毎年、環境の状況、環境の保全に関して県が講じた施策等に関する年次報告書を「島根県環境白書」として作成し、公表します。

## 5-4 公害防止と環境防災体制の整備

公害防止協定・環境保全協定の締結や公害防止管理者の選任など公害防止体制の整備を促進し、公害の未然防止に努めるとともに、公害苦情や公害紛争処理に対する迅速かつ適切な解決を図ります。また、災害時・緊急時においては、環境汚染を防止するため迅速・的確な対応に努めます。

### 5-4-1 公害発生の未然防止

公害防止協定・環境保全協定の締結や公害防止管理者の選任など公害防止体制の整備を促進し、公害発生の未然防止に努めます。

### 5-4-2 公害苦情・紛争の適正処理

公害苦情については、第一義的に対応に当たる市町村への適切な技術的支援等により、迅速かつ適切な処理に努めます。また、公害に係る紛争については公害審査委員によって、あっせん、調停又は仲裁を行い、迅速かつ適切な解決を目指します。

### 5-4-3 健康被害の救済・予防

津和野町旧笹ヶ谷鉱山の鉱毒(ヒ素)により健康被害を受けた住民に対し、健康の管理と法に基づく補償を行います。

#### 5-4-4 速やかに対応できる体制の整備

##### 原子力発電所異常時等の安全確保と原子力防災対策の推進

発電所の運転状況等を把握し、安全運転されていることを確認するとともにトラブル時には迅速な状況把握を行い、必要があると認める場合には電気事業者に対して再発防止対策等適切な措置を求めます。

また、発電所の万一の緊急事態に備え、「原子力災害対策特別措置法」及び「地域防災計画（原子力災害編）」に基づき、原子力防災資機材整備、防災業務従事者の研修事業、原子力防災訓練の実施などを通じて原子力防災体制の充実、強化を図ります。

##### 緊急時の被害発生防止と対策の推進

大気汚染常時監視体制を充実し、緊急時に速やかに対応ができる体制の整備を行います。また、河川・海域等への油の流出など環境へ異常負荷が生じた場合は、国や関係機関等と連携し、被害の拡大防止や原状回復のための必要な措置を講ずるとともに、原因究明により再発防止に努めます。

### 5-5 経済的措置

事業者や県民等が行う環境への負荷を低減するための取組に対する助成などの経済的支援措置を講じ、各主体が環境保全に適合した行動をとるように促します。

#### 5-5-1 環境保全に関する助成措置の推進

県民、事業者、市町村の環境保全への取組を促進するための支援を行うほか、環境への負荷低減のための施設整備等が積極的に行われるよう、環境保全に関わる資金融資制度の活用・充実に努めるなど、より効果的な経済的支援に努めます。